

## 東日本大震災による死者・行方不明者数の計上方法の変更について

### 1 計上手法変更の目的

現在、本市における震災に係る死者数及び行方不明者数については、福島県警が発表している市内3警察署における検視者数を死者数としているが、今般、県が死者数等の統一的な計上基準を定めたため、本市においても、同基準により死者数等を計上するもの。

(7月1日現在 : 死者数 310人 行方不明者数 37人)

### 2 死者数等の新たな計上基準について

7月1日から県内統一的な計上方法として次のとおりとするもの。

#### (1) 死者数の計上方法

・直接死者数 (A)
・関連死者数 (B)
・死亡届等を出した行方不明者数 (C)
※上記について、発災時に住所地のあった市町村で計上
計上する死者数 = (A) + (B) + (C)

#### ※ 関連死

震災後の負傷の悪化や避難生活による持病の悪化等が原因の死亡で、弔慰金の支給に関する法律に基づき、震災が原因で死亡したと認められたもの

(7月1日現在 : (A) 293人 (B) 94人 (C) 37人 合計 424人)

#### (2) 行方不明者数の計上方法

・行方不明者数 (A)
・死者数に計上した行方不明者数 (B)
計上する行方不明者数 = (A) - (B)

(7月1日現在 : (A) 37人 (B) 37人 差引 0人)

(比較) 平成24年7月1日現在  
(単位:人)

区分	現在	変更後	比較
死者数	310	424	114
行方不明者数	37	0	△ 37